

平成29年度「西京結び」事業に係る企画・運営等業務委託 仕様書

1 業務の名称

平成29年度「西京結び」事業に係る企画・運営等業務

2 業務の目的

西京区内でまちづくり活動をしている人材や団体をつなげ、将来にわたり地域の活性化を担う新しいつながりを構築する「西京結び」事業の実施により、西京区の活性化を継続的に図ることを目的とする。

3 業務の期間

契約締結の日から平成30年3月30日（金）まで

4 業務の内容

(1) まちづくり人材・団体の発掘

- ・「西京結び」参加者募集に係る広報資料、PRチラシの原稿作成（印刷別途）
- ・地域活動団体等に対する連絡、ヒアリングなど参加に向けた働きかけ
- ・応募者情報の整理

※ 人材・団体の情報については、西京区役所が保有・管理する情報も必要に応じて提供する。

(2) 新しいつながりの構築のための活動に係る企画立案及び運営

- ・活動内容及び手法の検討（ワークショップ、講義、フィールドワーク等）
※ 活動の開催回数・内容は西京区役所と協議のうえ定める（5回程度を目安とする）
- ・活動の開催に向けた資料作成
- ・活動当日の会場設営、司会・進行管理
- ・活動の中で出された意見やアイデアの整理・記録作成
- ・「西京結び」を通じて、自立的かつ主体的に活動するグループ（以下、「活動グループ」という）を形成するための支援

(3) 活動グループがまちづくり活動を実現させるための助言及び支援

- ・活動の中で生み出された事業アイデア実現のための実施計画書の作成支援
- ・先進事例等の情報提供
※ 西京区役所・京都市まちづくりアドバイザーと協議のうえ、連携・分担して実施。
※ 事業アイデアの例…地縁・世代を超えた区民の交流を図るイベント、西京区の文化を創出する事業、健康長寿や子ども・若者の育みに資する事業など
※ 活動グループに対し、平成30年春までに事業アイデアを実現させることを前提とした活動支援を行う。

5 成果物

受託者は、業務終了時に次の成果物を提出するものとする。

- (1) 業務実施報告書 一式
- (2) 本業務で取得又は作成した資料 一式
- (3) 上記(1), (2)に係る電子データ 一式

※ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

6 委託料の支払いについて

委託料の支払いは、委託業務等の終了の後、受託者の請求に基づき支払うものとする。

7 その他

- (1) 契約後において提出書類に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、契約を取り消すことがある。
- (2) 当該事業について、他の団体に一括して再委託することはできない。当該事業の一部を委託する場合も、西京区役所と事前に協議するものとする。
- (3) 本業務の実施により得られた成果物は、西京区役所に帰属する。
- (4) 受託者は、本業務の遂行に当たっては、適宜、西京区役所と打合せを行い、業務の進行状況の報告等を行う。
- (5) 受託者は、個人情報適切に管理するとともに、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。これは、業務委託終了後についても同様とする。